



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月3日
第389号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 都市計画事業の変更の認可(下水道課) 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課) 2
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) 2
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課) 2
- 道路区域の変更(道路保全課) 3
- 道路の供用開始(道路保全課) 3
- 都市計画の変更(都市計画課) 3

○ 公 告

- 争議行為の通知公告(労働雇用政策課) 4
- 令和5年度前期技能検定実施公告(労働雇用政策課) 4
- 令和5年度技能検定(随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級)実施公告(労働雇用政策課) 7
- 公共測量実施公告(監理課) 8
- 公共測量終了公告(監理課) 9
- 令和5年二級建築士試験実施公告(建築課) 9
- 令和5年木造建築士試験実施公告(建築課) 10
- 一般競争入札の公告(道路保全課) 12

○ 県 税 事 務 所 公 告

- 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部) 14

告 示

滋賀県告示第80号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第232号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和5年3月3日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 野洲市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 野洲市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年2月12日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和51年滋賀県告示第54号、昭和54年滋賀県告示第125号、昭和54年滋賀県告示第323号、昭和56年滋賀県告示第149号、昭和58年滋賀県告示第143号、昭和60年滋賀県告示第163号、昭和63年滋賀県告示第336号、昭和63年滋賀県告示第471号、平成2年滋賀県告示第343号、平成3年滋賀県告示第429号、平成4年滋賀県告示第

361号、平成6年滋賀県告示第495号、平成7年滋賀県告示第119号、平成9年滋賀県告示第452号、平成10年滋賀県告示第166号、平成11年滋賀県告示第504号、平成14年滋賀県告示第259号、平成16年滋賀県告示第168号、平成18年滋賀県告示第895号、平成21年滋賀県告示第340号、平成22年滋賀県告示第251号、平成23年滋賀県告示第275号、平成25年滋賀県告示第211号、平成28年滋賀県告示第158号、平成30年滋賀県告示第76号、令和3年滋賀県告示第232号の事業地のうち、野洲市妙光寺字西ノ久保、字上六反田、字下六反田、字塚之越、字大行司および字齊ノ神、行畑字高道下および字柿ノ内、西河原字十ヶ坪、字天皇前、字六反田、字一丁目、字二丁目および字川ケ中ならびに小南字流を変更し、西河原字上台を加える。

滋賀県告示第81号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
Nアートルitto訪問看護ステーション	栗東市手原二丁目2-1ベルヴィ栗東106	株式会社日本看護サービス 代表取締役 餅田敬司	草津市西草津一丁目7-55	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.3.1	2561290103

滋賀県告示第82号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
エン訪問看護ステーション	栗東市安養寺一丁目13-37 Kビル1-A	株式会社アクシスト 代表取締役 梅川利幸	長浜市八幡中山町361風の街キャンシティ2内	訪問看護 介護予防訪問看護	2561290079	令和5.2.28

滋賀県告示第83号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童発達支援・放課後等デイサービスエンジェル守山	守山市播磨田町3028-1	合同会社Risese	栗東市坊袋180-12	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和5.3.1	2550700369

滋賀県告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
生活訓練施設樹	野洲市八夫1318	医療法人周行会	野洲市八夫2077	自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練	2511300036	令和5.3.31
石田ハウス	守山市石田町362-3	医療法人周行会	野洲市八夫2077	共同生活援助	2520700069	令和5.3.31
こなんくらぶ	野洲市小篠原1918-5	医療法人周行会	野洲市八夫2077	共同生活援助	2521300026	令和5.4.30

滋賀県告示第85号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年3月3日から令和5年3月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大津信楽線	大津市牧三丁目字焼野1024番1地先から	変更後	最小 13.5m	16.1m	道路改良工事に伴う道路区域の変更
		大津市牧三丁目字焼野1023番1地先まで		最大 26.8m		
		大津市牧三丁目字焼野1024番1地先から	変更前	最小 13.5m	16.1m	
		大津市牧三丁目字焼野1023番1地先まで		最大 19.3m		

滋賀県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月3日から令和5年3月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津信楽線	大津市牧三丁目字焼野1011番3地先から 大津市牧三丁目字焼野1023番1地先まで	令和5.3.3	L=146.0m

滋賀県告示第87号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市

計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・4・46号 比叡辻日吉線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 大津市下阪本六丁目から大津市坂本三丁目まで
- 3 図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和5年2月22日付けで2023年春闘(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 令和5年3月5日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

令和5年度前期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和5年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1級、2級、3級および単一等級の技能検定
- 1 実施する検定職種
 - (1) 1級および2級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業および高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業およびマシニングセンタ作業)、非接触除去加工(数値制御彫り放電加工作業およびワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業および構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業およびダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業および打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業および真空成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(アクリルゴム系塗膜防水工事作業およびシーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業および化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業および金属塗装作業)、およびフラワー装飾(フラワー装飾作業)
 - (2) 3級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業および高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業およびマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)およびフラワー装飾(フラワー装飾作業)
 - (3) 単一等級 産業洗浄(高压洗浄作業)
 - 2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 1級

検 定 職 種	手 数 料
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(イ) 2級

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円	6,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円

(ウ) 3級

a 学生等

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	10,100円	2,900円
そ の 他 の 職 種	12,200円	3,200円

b 学生等を除く受検者

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	15,100円	6,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円

注1 (イ)および(ウ)において「若年者」とは、令和5年4月1日現在において年齢25歳未満の者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

(a) 技能検定の受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であること。

(b) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者でないこと。

注2 (ウ)において「学生等」とは、公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等の生徒または学生をいう。

(エ) 単一等級

検 定 職 種	手 数 料
産 業 洗 浄	18,200円

イ 実施期日 実技試験は、令和5年6月6日(火)から令和5年9月10日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和5年5月30日(火)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。

ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

オ 実際に支払う必要のある受検手数料の額および手続については、滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載される情報を確認すること。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工およびフラワー装飾	令和5年7月9日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、	令和5年8月20日(日)

化学分析、塗装および産業洗浄	
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、建具製作、印刷、左官、畳製作および内装仕上げ施工	令和5年8月27日(日)
園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装およびフラワー装飾	令和5年9月3日(日)

※ 実施期日が令和5年7月9日(日)の検定職種については、3級に限る。

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和5年4月3日(月)から令和5年4月14日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。なお、郵送による場合は、令和5年4月14日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のほか、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および県内各合同庁舎にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書のうえ、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手120円分を同封し、2部以上の場合は問合せのうえ、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 令和5年9月29日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載して行う。ただし、令和5年7月9日(日)に学科試験を実施した職種については、令和5年8月25日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載して行う。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができる。

ア 期間 令和5年9月29日(金)から令和5年10月30日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)ただし、令和5年7月9日(日)に学科試験を実施した職種については、令和5年8月25日(金)から令和5年9月25日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

エ 持参するもの 令和5年度前期技能検定受検票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和5年9月29日(金)に書面で通知する。ただし、令和5年7月9日(日)に学科試験を実施した職種については、令和5年8月25日(金)に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 1級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級および3級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

令和5年度技能検定(随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級)実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和5年度技能検定を次のとおり実施する。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

随時実施する2級の技能検定(基礎級または基礎1級もしくは基礎2級の技能検定および当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者を対象とする2級(以下「随時2級」という。))、随時実施する3級の技能検定(基礎級または基礎1級もしくは基礎2級に合格した者を対象とする3級(以下「随時3級」という。))ならびに外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生を対象とする基礎級

1 実施する検定職種

- (1) 随時2級および随時3級 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業および非鉄金属鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業およびプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業およびマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業およびダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(溶融亜鉛めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業および回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業および段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業およびブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業および石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業およびプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業およびボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業および噴霧塗装作業)および工業包装(工業包装作業)

- (2) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装および工業包装

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料 実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

随時2級、随時3級および基礎級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

イ 実施期日 実技試験は、令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ滋賀県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日 学科試験は、令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会で作付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書のうえ、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手120円分を同封し、2部以上の場合は問合せのうえ、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付 随時2級、随時3級および基礎級の技能検定合格者には、滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、随時2級および随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、愛荘町長 有村 国知から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量)

2 作業の地域 愛知郡愛荘町長野、川原

3 作業の期間 令和5年2月20日から令和5年3月29日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 長浜市木之本町廣瀬、木之本町田部、木之本町千田
- 3 作業の期間 令和5年2月17日から令和5年5月19日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 蒲生郡竜王町山面
- 3 作業の終了日 令和4年12月16日

令和5年二級建築士試験実施公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和5年二級建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が行います。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
令和5年7月2日(日)	10:10~13:10(3時間)	学科Ⅰ(建築計画) 学科Ⅱ(建築法規)
	14:20~17:20(3時間)	学科Ⅲ(建築構造) 学科Ⅳ(建築施工)
令和5年9月10日(日)	11:00~16:00(5時間)	設計製図の試験

2 試験地

- (1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1
- (2) 設計製図の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

3 受験資格(建築士法第15条)

建築士法 第15条	建 築 に 関 す る 学 歴 等
第1号	大学(短期大学を含む。)、高等専門学校および高等学校において、指定科目を修めて卒業した者
第2号	その他知事が特に認める者
	建築設備士
第3号	建築実務の経験を7年以上有する者

詳しくは、令和元年国土交通省告示第753号および令和2年滋賀県告示第67号に定めるところによります。

4 受験申込手続 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

(1) 受験申込みの受付期間および受付時間

ア 受付期間 令和5年4月3日(月)から令和5年4月17日(月)まで

イ 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで

(2) 受験申込みの方法 センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)には、令和5年4月10日(月)までにセンター本部に申し出てください。

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和4年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除

の申請に当たっては、センターのホームページにおいて、令和2年から令和4年までのいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行ってください。

- 6 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。）については、原則として令和5年6月16日(金)頃から、受験有資格者にマイページ（※）において交付します。（※インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト（センターのホームページにリンクが設けられます。））

なお、インターネットによる受験申込みが行えなかった者の受験票については、原則として、令和5年6月16日(金)頃、受験有資格者に発送します。

- 7 合格者の発表および合否の通知

	合格者の発表日	合格者の発表方法
学科の試験	令和5年8月21日(月) (予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設計製図の試験	令和5年12月7日(木) (予定)	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者（「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。）には、通知しません。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができます。

- (1) 期間

ア 学科の試験 令和5年8月21日(月)から令和5年9月20日(水)まで (予定)

イ 設計製図の試験 令和5年12月7日(木)から令和5年12月28日(木)まで (予定)

- (2) 時間 9時から17時まで（正午から13時までを除く。）

- (3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

- (4) 持参するもの 令和5年二級建築士試験受験票および運転免許証等の書類（顔写真入りの本人であることが確認できる書類）

- (5) 開示する内容

ア 学科の試験 各科目の得点

イ 設計製図の試験 採点結果の区分（ランク）

- (6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問合せには、一切応じません。

- 8 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

- 9 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和5年6月7日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。

- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

- (3) 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部 電話 050-3033-3822（二級・木造建築士試験専用ダイヤル）

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214

公益社団法人滋賀県建築士会 電話 077-522-1615

滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251

令和5年木造建築士試験実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和5年木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が行います。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
令和5年7月23日(日)	10:10~13:10 (3時間)	学科Ⅰ (建築計画) 学科Ⅱ (建築法規)
	14:20~17:20 (3時間)	学科Ⅲ (建築構造)

		学科IV(建築施工)
令和5年10月8日(日)	11:00~16:00(5時間)	設計製図の試験

2 試験地

- (1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1
- (2) 設計製図の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

3 受験資格(建築士法第15条)

建築士法 第15条	建築に関する学歴等
第1号	大学(短期大学を含む。)、高等専門学校および高等学校において、指定科目を修めて卒業した者
第2号	その他知事が特に認める者
	建築設備士
第3号	建築実務の経験を7年以上有する者

詳しくは、令和元年国土交通省告示第753号および令和2年滋賀県告示第67号に定めるところによります。

4 受験申込手続 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

- (1) 受験申込みの受付期間および受付時間
 - ア 受付期間 令和5年4月3日(月)から令和5年4月17日(月)まで
 - イ 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで
- (2) 受験申込みの方法 センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)には、令和5年4月10日(月)までにセンター本部に申し出てください。

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和4年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、センターのホームページにおいて、令和2年から令和4年までのいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行ってください。

6 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。)については、原則として令和5年6月16日(金)頃から、受験有資格者にマイページ(※)において交付します。(※インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト(センターのホームページにリンクが設けられます。))

なお、インターネットによる受験申込みが行えなかった者の受験票については、原則として、令和5年6月16日(金)頃、受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および合否の通知

	合格者の発表日	合格者の発表方法
学科の試験	令和5年8月21日(月)(予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設計製図の試験	令和5年12月7日(木)(予定)	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者(「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。)には、通知しません。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができます。

- (1) 期間
 - ア 学科の試験 令和5年8月21日(月)から令和5年9月20日(水)まで(予定)
 - イ 設計製図の試験 令和5年12月7日(木)から令和5年12月28日(木)まで(予定)
- (2) 時間 9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階
- (4) 持参するもの 令和5年木造建築士試験受験票および運転免許証等の書類(顔写真入りの本人であることが確認できる書類)
- (5) 開示する内容
 - ア 学科の試験 各科目の得点
 - イ 設計製図の試験 採点結果の区分(ランク)

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問合せには、一切応じません。

8 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

9 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和5年6月7日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

(3) 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部 電話 050-3033-3822 (二級・木造建築士試験専用ダイヤル)

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214

公益社団法人滋賀県建築士会 電話 077-522-1615

滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251

一般競争入札の公告

令和4年度における滋賀県道路統合管理システム再構築業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 滋賀県道路統合管理システム再構築業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容等 仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日(日)まで
- (4) 履行場所 大津市京町四丁目 他

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類: 役務 中分類: 情報処理

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において、資格審査の申請を行うこと。もっとも、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手に間に合わないことがある。

- (5) 平成24年4月1日以降に、国、都道府県または政令指定都市のいずれかにおける気象情報、映像情報、道路情報板情報または通行規制情報のいずれかを取り扱うシステム開発に関する契約金額5千万円以上の業務を、元請として受託した実績を有すること。なお、本調達の公告日において完了しているものに限る。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格申請書

イ 入札参加要件を満たす者であることを証する書類

- (2) 提出期間 令和5年3月3日(金)から令和5年3月20日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで。ただし、令和5年3月20日(月)は正午まで。

- (3) 提出場所および提出方法 滋賀県土木交通部道路保全課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4138) 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

- (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和5年3月24日(金)までに入札参加資格

確認結果通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された資料は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認められた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和5年3月27日(月)正午までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県土木交通部道路整備課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4131

(2) 契約条項を示す期間 令和5年3月3日(金)から令和5年3月28日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 滋賀県物品・役務電子調達システム上からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の提出方法 滋賀県物品・役務電子調達システム上、持参および郵便とする。

(6) 入札書の受領期限 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する場合は、令和5年3月28日(火)正午までに入札書を提出すること。持参の場合は、令和5年3月28日(火)正午までに滋賀県土木交通部道路整備課へ持参すること。郵便の場合は、書留郵便により令和5年3月28日(火)正午までに滋賀県土木交通部道路整備課へ必着させること。なお、持参により入札書を提出する場合は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「3月29日開札[滋賀県道路統合管理システム再構築業務委託]の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「3月29日開札[滋賀県道路統合管理システム再構築業務委託]の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(7) 開札の日時および場所 令和5年3月29日(水)10時30分 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部道路整備課

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書および仕様書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for Road Integration Management System
- (2) Application submission deadline : 12 : 00, March 20, 2023
- (3) Bid submission deadline : 12 : 00, March 28, 2023
- (4) For further information, contact : Road Maintenance Division, Department of Public works and Transportation, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4138

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年3月3日

滋賀県南部県税事務所長 寺 本 勉

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9740853号	令和6.3.31	草津市集町475 川端宗樹	令和5.2.16
農 業	滋 賀 県 第9742228号	令和6.3.31	草津市下笠町1079 山元善富	令和5.2.16